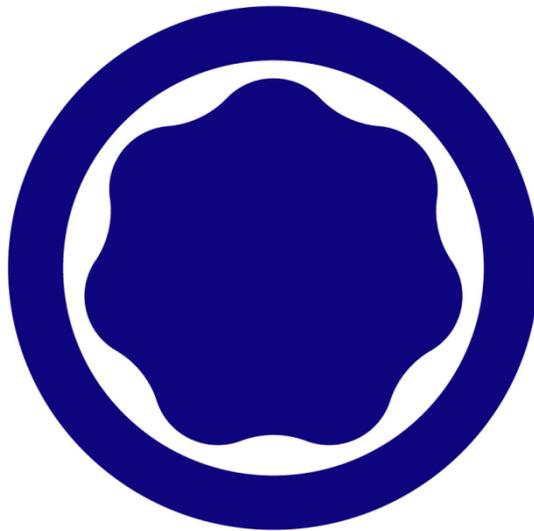


平成23年度

大学共同利用機関法人人間文化研究機構  
国立民族学博物館共同研究募集要項



申請にあたっては、共同研究（一般）と共同研究（若手）のどちらかを選択して申請してください。重複申請することはできません。

## ■ 目次

### I. 共同研究（一般）

1. 共同研究（一般）の課題区分	3
2. 共同研究（一般）の構成	3
3. 共同研究会の開催場所	3
4. 共同研究（一般）の期間	3
5. 応募資格	3
6. 募集件数	4
7. 申請方法等	4
8. 採否	4
9. 経費	5
10. 研究成果の公開	5

### II. 共同研究（若手）

1. 共同研究（若手）の課題区分	6
2. 共同研究（若手）の構成	6
3. 共同研究会の開催場所	6
4. 共同研究（若手）の期間	6
5. 応募資格	6
6. 募集件数	6
7. 申請方法等	6
8. 採否	7
9. 経費	7
10. 研究成果の公開	7

## ■ 目的

国立民族学博物館は、創設以来今日に至るまで、大学共同利用機関として、我が国の学術研究の総合的推進を目指し、文化人類学・民族学および関連諸科学の発展に貢献する高度なレベルの共同研究を推進してきました。

近年、本館に対して、文化人類学・民族学および関連諸分野を含む新しい研究の創出、一般社会から寄せられる期待への積極的対応が求められています。そのような多様な研究の推進をめざして共同研究を募集します。共同研究には一般と若手のふたつの区分を設けており、共同研究（若手）は、若手研究者を育成・支援することを目的としています。

### I. 共同研究（一般）

#### 1. 共同研究（一般）の課題区分

共同研究（一般）の課題区分は、次のとおりです。

課題 1. 文化人類学・民族学および関連諸分野を含む幅広い研究。基礎研究や萌芽的研究も含まれます。

課題 2. 本館の所蔵する資料（標本資料、文献資料、映像音響資料等）に関する研究

#### 2. 共同研究（一般）の構成

共同研究（一般）には、日本国内に在住する研究者（10～15名程度）が参加できます。

現在所属を有さない者（非常勤として勤務している者を除く。）および研究職としての身分を有さない者については、略歴および共同研究における役割についての説明書（様式任意）を添付してください。また、各共同研究構成員の共同研究への参加の可否については、申請前に申請者からあらかじめ内諾を取ってください。

研究代表者は、共同研究の推進を図り、研究計画の立案、参加者の選定、共同研究会の主宰、研究成果の取りまとめを行います。

なお、共同研究が採択されたときは、本館の専任教員がその運営を支援します（申請時に本館の専任教員が含まれている必要はありません。）。

※特に必要があると認められた研究者については、共同研究会に特別講師として参加することができますが、共同研究会を館外で開催する場合には特別講師への旅費は支給できません。

#### 3. 共同研究会の開催場所

共同研究会は原則として本館で開催することとします。研究上必要と認められる場合は、本館以外（但し、国内に限る）で開催することも可能です。ただし、その回数は原則として年間の開催予定回数の半数を超えないこと、かつ、3回以内とします。また、共同研究会を公開で開催される場合は館長に事前に届け出てください。

なお、従来の共同研究では、年間3～6回程度の共同研究会が開催されています。

#### 4. 共同研究（一般）の期間

研究期間は初年度を10月スタートとし、研究成果公開準備を含め3年半以内とします。延長は認められません。なお、3年半計画の場合、最終年度の研究会開催回数は3回まで、前年度実績の2分の1以内の予算規模で行っていただきます。

#### 5. 応募資格

研究代表者が、代表して応募することとします。研究代表者は、大学その他の研究機関の専任の教授、准教授、講師、助教、助手、または、これと同等の研究能力があると館長が認

めた者(ただし、本館以外の間文化研究機構内の機関に専任教員として所属する者を除く。)です。長期海外出張等により実質上共同研究会の運営ができないことが見込まれる場合は、応募できません。

## 6. 募集件数

当該年度につき5～10件程度とします。

## 7. 申請方法等 (共同研究(若手)と重複申請することはできません)

### (1) 申請手続き

- ① 申請は、所定の様式による申請書を提出してください。所属を有する常勤研究者においては、所属機関の部局長の承認を得てください。
- ② 申請書の作成にあたっては、記入要領を参照してください。
- ③ 応募の際には、共同研究(一般)に参加される共同研究構成員の名簿を添えてください。

### (2) 応募書類および申請期限と申請方法

- ① 応募書類は、次のとおりです(応募書類は、国立民族学博物館ホームページからダウンロードできます。)

ア 申請書 1式

イ 申請者の研究業績一覧(任意の様式) 1部

ウ 現在所属を有さず(非常勤として勤務しているものを除く。)および研究職として身分を有さない共同研究構成員の略歴および共同研究における役割についての説明書(様式任意) 1部

- ② 申請期限と申請方法

応募書類は、平成23年4月22日(金)までに必着するように、メール添付(下記電子メールアドレス)にて提出してください。また、所属機関の部局長の承認を得た承諾書(申請書1ページ目、原紙)は下記提出先へ郵送にて提出してください。なお、提出のあった応募書類は、原則として返却しません。

※ただし、本館の教員(客員教員及び特別客員教員を含む)においては、応募書類のイ 申請者の研究業績一覧、および所属機関の部局長の承認を得た承諾書(申請書1ページ目、原紙)は提出の必要はありません。

### (3) 提出先

住所: 565-8511 吹田市千里万博公園10番1号

機関名: 国立民族学博物館 管理部研究協力課 共同利用係

TEL 06-6878-8364

FAX 06-6878-8479

電子メール kyodo@idc.minpaku.ac.jp

ウェブページ URL

<http://www.minpaku.ac.jp/research/jr/>

※ 申請書の作成にあたって、不明な点がございましたら、書面またはFAXにより照会してください。

## 8. 採否

- (1) 採否は、本館の共同利用委員会および運営会議を経て、館長が決定し、平成23年7月末までに、その結果を館長から申請者および所属長宛に通知します。

なお、審査の過程におきまして、平成23年6月下旬開催予定(日程が決定次第、本館ウェブサイトに掲載します。)のプレゼンテーションへの出席を依頼する場合があります。プレゼンテーションに係る旅費は支給されません。

- (2) 採否の判定は、共同研究(一般)の審査基準(別紙)により行います。

## 9. 経費

研究代表者、共同研究員、および特別講師には、共同研究会の開催に要する交通費、日当、宿泊料が支給されます。

※経費には、データベース化、デジタル化のための謝金および調査のための経費は含まれておりません。

## 10. 研究成果の公開

研究代表者は、各年度末に共同研究年次報告書（様式3）を提出する義務があります。また、原則として毎年、『民博通信』で研究内容の紹介、進捗状況の報告を行っていただきます。

共同研究終了後、共同研究実績報告書（様式4）を速やかに提出するとともに、共同研究成果報告会で発表する義務があります。また、原則として2年以内にその成果を取りまとめて刊行または発表（公開シンポジウム、学会分科会、電子媒体など）しなければなりません。公開に際しては、本館共同研究の成果であることを明示し、当該刊行物や関連資料を国立民族学博物館管理部研究協力課共同利用係へ2部送付してください。

研究成果とは以下のものをさします。

- a) 『国立民族学博物館論集』、あるいはSenri Ethnological Studies (SES)で刊行される論文集
- b) 出版社等から刊行される論文集
- c) 特別展示、企画展示で刊行された論文集に相当する図録
- d) 公開のシンポジウム、フォーラム、ワークショップ、学会分科会などの研究集会で刊行された、Proceedingsか論文集
- e) 代表者およびその他構成員が『国立民族学博物館研究報告』または学会誌（電子ジャーナルを含む）などに投稿した個別の論文
- f) 特許

・特別展示、企画展示、ホームページ、データベース、資料集等は、研究成果の一部として認められますが、別に最終的な論文集等の出版が求められます。また、書評等、研究について、学会や社会から評価された資料を併せて提出してください。

研究終了後、2年を経過した段階で、研究成果の公開状況について、調査を行います。

## II. 共同研究（若手）

### 1. 共同研究（若手）の課題区分

共同研究（若手）の課題区分は、次のとおりです。

課題1. 文化人類学・民族学および関連諸分野を含む幅広い研究。基礎研究や萌芽的研究も含まれます。

課題2. 本館の所蔵する資料（標本資料，文献資料，映像音響資料等）に関する研究

### 2. 共同研究（若手）の構成

現在所属を有さない者（非常勤として勤務している者を除く。）および研究職としての身分を有さない者については、略歴および共同研究における役割についての説明書（様式任意）を添付してください。また、各共同研究構成員の共同研究への参加の可否については、申請前に申請者からあらかじめ内諾を取ってください。

研究代表者は、共同研究の推進を図り、研究計画の立案、共同研究構成員の選定、共同研究会の主宰、研究成果の取りまとめを行います。

※特に必要があると認められた日本国内に在住する研究者については、共同研究会に特別講師として参加することができます。

### 3. 共同研究会の開催場所

共同研究会は本館で開催することとし、館外での開催は認められません。また、共同研究会を公開で開催される場合は館長に事前に届け出てください。

### 4. 共同研究（若手）の期間

研究期間は初年度を10月スタートとし、研究成果公開準備を含め2年半以内とします。延長は認められません。

### 5. 応募資格

研究代表者が、代表して応募することとします。研究代表者は、申請時37歳以下の研究者で、共同研究を遅滞なく遂行する能力をもつものとします。研究代表者以外の共同研究構成員の条件については、特に定めませんが、その趣旨に添い、基本的には研究代表者と同様の年齢層の若手研究者等で構成されるものとします。長期海外出張等により実質上共同研究会の運営ができないことが見込まれる場合は、応募できません。また、本館以外の人間文化研究機構内の機関に専任教員として所属する者は応募することはできません。

### 6. 募集件数

当該年度につき3件程度とし、1件について年額70万円を上限規模とします。（ただし、初年度は、年額の半分程度とします。）

### 7. 申請方法等 〈共同研究（一般）と重複申請することはできません〉

#### (1) 申請手続き

- ① 申請は、所定の様式による申請書を提出してください。所属を有する常勤研究者においては、所属機関の部局長の承認を得てください。
- ② 申請書の作成にあたっては、記入要領を参照してください。
- ③ 応募の際には、共同研究（若手）に参加される研究者の名簿を添えてください。

#### (2) 応募書類および申請期限と申請方法

- ① 応募書類は、次のとおりです（応募書類は、国立民族学博物館ホームページからダウンロードできます。）。

- ア 申請書 1式
- イ 申請者の研究業績一覧（任意の様式） 1部
- ウ 現在所属を有さず（非常勤として勤務しているものを除く。）および研究職として身分を有さない共同研究構成員の略歴および研究会における役割についての説明書（様式任意） 1部

② 申請期限と申請方法

応募書類は、平成23年4月22日（金）までに必着するようにメール添付（下記電子メールアドレス）にて提出してください。また、所属機関の部局長の承認を得た承諾書（申請書1ページ目、原紙）は下記提出先へ郵送にて提出してください。なお、提出のあった応募書類は、原則として返却しません。

※ただし、本館の教員（客員教員及び特別客員教員を含む）においては、応募書類のイ 申請者の研究業績一覧、および所属機関の部局長の承認を得た承諾書（申請書1ページ目、原紙）は提出の必要はありません。

(3) 提出先

住所： 565-8511 吹田市千里万博公園 10 番 1 号  
機関名： 国立民族学博物館 管理部研究協力課 共同利用係  
TEL 06-6878-8364  
FAX 06-6878-8479  
電子メール kyodo@idc.minpaku.ac.jp  
ウェブページ URL  
<http://www.minpaku.ac.jp/research/jr/>

※ 申請書の作成にあたって、不明な点がありましたら、書面または FAX により照会してください。

## 8. 採否

(1) 採否は、本館の共同利用委員会および運営会議を経て、館長が決定し、平成23年7月末までに、その結果を館長から申請者および所属長宛に通知します。

なお、審査の過程におきまして、平成23年6月下旬開催予定（日程が決定次第、本館ウェブサイトに掲載します。）開催予定のプレゼンテーションへの出席を依頼する場合があります。プレゼンテーションに係る旅費は支給されません。

(2) 採否の判定は、共同研究（若手）の審査基準（別紙）により行います。

## 9. 経費

研究代表者、共同研究員、および特別講師には、共同研究会の開催に要する交通費、日当、宿泊料が支給されます。

※経費には、データベース化、デジタル化のための謝金および調査のための経費は含まれておりません。

## 10. 研究成果の公開

研究代表者は、各年度末に共同研究年次報告書（様式3）を提出する義務があります。また、原則として毎年、『民博通信』で研究内容の紹介、進捗状況の報告を行っていただきます。

共同研究終了後、共同研究実績報告書（様式4）を速やかに提出するとともに、共同研究成果報告会で発表する義務があります。また、研究代表者は、共同研究終了後2年以内にその成果を『国立民族学博物館研究報告』に論文または研究ノートとして投稿する義務があります。また、共同研究成果を論文集などで公開する予定がある場合には、『国立民族学博物館論集』、あるいは *Senri Ethnological Studies (SES)* で刊行することも可能です。ただし、本

館からの刊行助成による外部出版はできません。その他の媒体による研究成果の公開については、共同研究（一般）に準じます。研究成果を公開した場合は、本館共同研究会の成果であることを明示し、当該刊行物や関連資料を国立民族学博物館管理部研究協力課共同利用係へ2部送付してください。